

構造物工（橋梁上部）（積算編）

秋田県 I C T 活用モデル工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1－1 本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（I C T））に適用する。

1－2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

橋梁上部

コンクリート橋上部

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来型管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用

構造物工（橋梁上部）（I C T）における出来型管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。

附 則（令和6年9月11日技管－411）

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。